

資料1

WHC. 05/2 2 February 2005

世界遺産条約履行のための作業指針

目次

章 段落番号

略語一覧

I. はじめに

I. A 作業指針1-3

I. B 世界遺産条約4-9

I. C 世界遺産条約締約国10-16

I. D 世界遺産条約締約国会議17-18

I. E 世界遺産委員会19-26

I. F 世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）27-29

I. G 世界遺産委員会諮問機関：30-37

・ ICCROM 32-33

・ ICOMOS 34-35

・ IUCN 36-37

I. H その他の機関38

I. I 世界遺産保護のパートナー39-40

I. J 関係条約等41-44

II. 世界遺産一覧表

II. A 世界遺産の定義

・ 文化遺産・自然遺産45

・ 複合遺産46

・ 文化的景観47

・ 動産遺産48

・ 顕著な普遍的価値49-53

II. B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保54-61

・ 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー—58

・ その他の措置59-61

II. C 暫定リスト62-76

・ 手続き及び書式62-69

・ 計画・評価ツールとしての暫定リスト70-73

・ 暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング74-76

II. D 顕著な普遍的価値の評価基準

II. E 完全性及び/又は真正性79-95

・ 真正性79-86

・ 完全性87-95

II. F 保護管理96-119

・ 立法措置、規制措置、契約による保護措置98

・ 効果的な保護のための境界線の設定99-102

・ 緩衝地帯103-107

・ 管理体制108-118

・ 持続可能な利用119

III. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ

III. A 登録推薦の準備120-128

III. B 登録推薦の書式及び内容129-133

1. 資産の範囲132. 1

2. 資産の内容132. 2

3. 登録の価値証明132. 3

4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件132. 4

5. 保護管理132. 5

6. モニタリング132. 6

7. 資料132. 7

8. 管理機関の連絡先132. 8

9. 締約国代表署名132. 9

iii

III. C 特異な資産の登録推薦に係る要件134-139

・ 国境を越える資産134-136

・ 連続性のある資産137-139

III. D 登録推薦書の事務局登録140-142

III. E 諮問機関による審査143-151

III. F 登録推薦の撤回152

III. G 世界遺産委員会による決議採択153-160

- ・ 登録154-157
- ・ 不登録158
- ・ 情報照会159
- ・ 登録延期160

III. H 緊急的登録推薦161-162

III. I 世界遺産一覧表登録資産の登録範囲、登録価値基準、登録名称に係る変更163-167

- ・ 登録範囲の軽微な変更163-164
- ・ 登録範囲の重大な変更165
- ・ 登録価値基準の変更166
- ・ 登録名称の変更167

III. J 登録スケジュール早見表 168

IV. 世界遺産一覧表登録資産の保全状況に係るモニタリング

IV. A リアクティブモニタリング169-176

- ・ リアクティブモニタリングの定義169
- ・ リアクティブモニタリングの目的170-171
- ・ 締約国等からの情報収集172-174
- ・ 世界遺産委員会による決議の採択175-176

IV. B 危険にさらされている世界遺産一覧表177-191

- ・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産登録に関する指針177
- ・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産登録の基準178-182
- ・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産登録の手続き183-189
- ・ 危険にさらされている世界遺産の保全状況の定期的レビュー190-191

IV. C 世界遺産一覧表からの登録抹消に係る手続き192-198

V. 世界遺産条約の履行に係る定期的報告

V. A 目的199-202

V. B 手続き及び書式203-207

V. C 審査及びフォローアップ208-210

VI. 世界遺産条約を推進するための支援

VI. A 目的211

VI. B キャンパシビルディング及び研究212-216

- ・ 研修に係るグローバルストラテジー 213
- ・ 研修に係る国家戦略及び地域協力214

- ・ 研究215

- ・ 国際的援助216

VI. C 普及啓発及び教育217-222

- ・ 普及啓発217-218
- ・ 教育219

- ・ 国際的援助220-222

VII. 世界遺産基金と国際的援助

VII. A 世界遺産基金223-224

VII. B その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ225-232

VII. C 国際的援助233-235

VII. D 国際的援助の原則と優先順位236-240

VII. E 早見表241

VII. F 手続き及び書式242-246

VII. G 国際的援助要請の審査及び承認247-254

VII. H 契約手続き255

VII. I 国際的援助の評価及びフォローアップ256-257

v

VIII. 世界遺産エンブレム

VIII. A 前文258-265

VIII. B 適用範囲266

VIII. C 締約国の責務267

VIII. D 世界遺産エンブレムの適切な使用268-274

- ・ 世界遺産一覧表登録記念銘269-274

VIII. E 世界遺産エンブレムの使用に関する原則275

VIII. F 世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き276-278

- ・ 国内機関の合意276-277

- ・ クオリティコントロール (QC)

内容承諾書278

VIII. G クオリティコントロールに関する締約国の権利279

IX. 情報の管理・提供

IX. A 事務局による情報の保管280-284

IX. B 世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供285-287

IX. C 一般向けの情報提供、出版物の発行288-290